

令和3年第10回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和3年10月29日（金）午後2時00分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

- 日程第1 令和3年第9回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第13号 特定地域型保育事業者の公表について
- 日程第4 報告第14号 瑞穂市公私連携保育法人の指定に関する要綱の一部を改正する告示について
- 日程第5 議案第45号 瑞穂市就学援助事業実施要綱の一部を改正する告示について
- 日程第6 議案第46号 瑞穂市保育所入所指導委員会委員の委嘱について
- 日程第7 議案第47号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について
- 日程第8 議案第48号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第9 議案第49号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について
- 日程第10 議案第50号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議専門部会設置要綱の制定について
- 日程第11 教育長の報告
- 日程第12 その他 事務局長
教育総務課長
学校教育課長
幼児教育課長
生涯学習課主幹
生涯学習課総括課長補佐

閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

加 納 博 明

加 藤 悟

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

大 平 高 司

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

事務局長 廣 瀬 進 一

教育総務課長 松 島 孝 明

学校教育課長 坂 野 美 恵

学校教育課主幹 曾我部 雄 志

学校教育課総括課長補佐 松 野 英 泰

幼児教育課長 今 木 浩 靖

幼児教育課総括課長補佐 野 口 智 子

生涯学習課主幹 広 瀬 久 士

生涯学習課総括課長補佐 泉 大 作

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐 野 津 浩 行

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

○**教育長** 本日はお忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。定刻になりましたので、只今から令和3年第10回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。それでは、日程に従って進めさせていただきます。

日程第1 令和3年第9回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○**教育長** 日程第1 令和3年第9回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。

事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、令和3年第9回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

日程第2 会議録署名委員の指名について

○**教育長** 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

今回は、加木屋委員よろしくお願い致します。

日程第3 報告第13号 特定地域型保育事業者の公表について

○**教育長** 日程第3 報告第13号 特定地域型保育事業者の公表について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第3 報告第13号 特定地域型保育事業者の公表について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。令和3年10月29日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第53条の規定により、特定地域型保育事業者を公表するため、瑞穂市教育委員会告示を行ったもの。

<資料により説明>

○**幼児教育課長** 10月1日より株式会社パーソンズという事業者が、はな保育室ほづみをオープンしましたので、子ども・子育て支援法の第53条の規定により、特定地域型保育事業者を公表するため告示を行ったものです。

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第3 報告第13号 特定地域型保育事業者の公表について、承認することと致します。

日程第4 報告第14号 瑞穂市公私連携保育法人の指定に関する要綱の一部を改正する告示について

○**教育長** 日程第4 報告第14号 瑞穂市公私連携保育法人の指定に関する要綱の一部を改正する告示について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第4 報告第14号 瑞穂市公私連携保育法人の指定に関する要綱の一部を改正する告示について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。令和3年10月29日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、組織変更による課名の変更及び地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて（令和2年7月7日付け総行行第169号・総行経第35号総務省自治行政局長通知）を踏まえ、瑞穂市公私連携保育法人の指定に関する要綱の一部改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**大平委員** 公私連携保育法人について説明願います。

○**幼児教育課長** 保育事業の民営化が進められ、民間保育事業者による運営が増え始めましたが民間保育事業者が土地を購入し、園舎を建設し備品を購入して開園となると、金銭的にも負担が大きいということで、公が使っていたものをそのまま民間で土地や建物を廉価もしくは無償で提供させていただくことによって意欲を促し、保育事業に参入しやすくするといったことがございます。公私連携で保育事業を担っていく法人を公私連携保育法人という名称としております。市内の第1号が、ほづみの森こども園になります。

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 報告第14号 瑞穂市公私連携保育法人の指定に関する要綱の一部を改正する告示について、承認することと致します。

**日程第5 議案第45号 瑞穂市就学援助事業実施要綱の一部を改正する
告示について**

○**教育長** 日程第5 議案第45号 瑞穂市就学援助事業実施要綱の一部を改正する告示について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第5 議案第45号 瑞穂市就学援助事業実施要綱の一部を改正する告示案を、別紙のとおり提出する。令和3年10月29日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、「特別支援教育就学奨励費負担金及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱」（昭和62年5月22日文部大臣裁定）の一部が改正されたことに伴い、瑞穂市就学援助事業実施要綱を整備する必要があるため改正をするもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**森下委員** 別表第1の1の項の学用品費等と7の項に記載のある新入学児童生徒学用品費等の違いを教えてください。

○**学校教育課長** 1の項の学用品費はドリル等年間で使用する教材等の購入で、7の項は入学時に必要な制服等に使用するものとしていますので、いずれも対象となることもあります。

○**教育長** その他、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 議案第45号 瑞穂市就学援助事業実施要綱の一部を改正する告示について、可決することと致します。

日程第6 議案第46号 瑞穂市保育所入所指導委員会委員の委嘱について

○**教育長** 日程第6 議案第46号 瑞穂市保育所入所指導委員会委員の委嘱について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第6 議案第46号 瑞穂市保育所入所指導委員会委員の委嘱について、瑞穂市保育所入所指導委員会委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞

穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により教育委員会の議決を求める。令和3年10月29日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市保育所入所指導委員会規則（平成22年瑞穂市教育委員会規則第10号）第3条第1項の規定により、瑞穂市保育所入所指導委員会委員を委嘱するもの。

＜資料により説明＞

○**幼児教育課長** 瑞穂市保育所入所指導委員会規則第3条には10名以内の委員で組織することが規定してありますので、今回は名簿のとおり9名にお願いをさせていただいております。任期は1年となっております。任期中に本日議決をいただければ、令和4年10月28日までの任期となります。

～ 質疑・討論 ～

○**加木屋委員** 瑞穂市保育所入所指導委員会について教えてください。

○**幼児教育課長** 保育所では幼児の健全な成長、発達を促していかないとはいけません。例えば障害を持たれている方が入所申し込みをされた際には、適切な保育、入所の可否について検討してきたいと考えております。検討しなければならない事例があった場合に、9名の委員の方にご検討していただくこととなります。

○**加木屋委員** 入所に際し検討するという事は、ある程度の情報を得ているということですか。

○**幼児教育課長** 保護者の方からの申し出もありますが、障害のあるお子様の入所に対してどこまで適切な対応ができるかというところの判断をすることになりますので、ある程度の情報は事前に把握しています。

○**加藤委員** 今回の委員の方は継続の方でしょうか、もしくは初めて委嘱される方でしょうか。

○**幼児教育課長** 皆さん初めての方です。

○**森下委員** 具体的な事例というのは年間どのくらいありますか。

○**幼児教育課長** 年に数件です。

○**教育長** その他、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 議案第46号 瑞穂市保育所入所指導委員会委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第7 議案第47号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について

○**教育長** 日程第7 議案第47号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第7 議案第47号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。令和3年10月29日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第270号）の施行に伴い、瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の改正を行うもの。

<資料により説明>

○**幼児教育課長** 今回の改定で要件が緩和され、低所得者の多子世帯における特例措置の適用対象範囲を広げ、第何子かを決定する際に対象となる子どもの同時入所要件の撤廃により、対象範囲が広がったこととなります。また、施行日は令和3年10月1日となりますので対象者にあっては遡って適用することとなります。

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第7 議案第47号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

日程第8 議案第48号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について

○**教育長** 日程第8 議案第48号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第8 議案第48号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。令和3年10月29日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて（令和2年7月7日付け総行

第169号・総行経第35号総務省自治行政局長通知)を踏まえ、届出書等様式の押印の廃止及び申請書等様式及び状況証明書の様式変更をするため、瑞穂市教育委員会規則の改正を行うもの。

＜資料により説明＞

○**幼児教育課長** 押印の廃止、文言修正、状況証明書の事業者証明印の廃止に伴い、内容に虚偽申請があった場合の有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪などの罪が成立してしまうよといった注意喚起の文言追加等様式の変更を行うものです。

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第8 議案第48号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について、可決することと致します。

日程第9 議案第49号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について

○**教育長** 日程第9 議案第49号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課総括課長補佐** 日程第9 議案第49号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和3年10月29日提出、瑞穂市教育委員会教育長加納博明。提案理由、瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）第4条第2項の規定により、瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員を委嘱するもの。

＜資料により説明＞

○**生涯学習課総括課長補佐** 令和4年度から令和8年度までの計画として、第3次子どもの読書活動推進計画の策定を現在進めており、この委員は調査や審議に携わる委員となります。任期は令和3年11月1日から令和6年の10月31日までの3年間で、附属機関設置条例に基づいて12名以内の方に委嘱をさせていただくものです。

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第9 議案第49号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第10 議案第50号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議専門部会設置要綱の制定について

○教育長 日程第10 議案第50号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議専門部会設置要綱の制定について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課総括課長補佐 日程第10 議案第50号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議 専門部会設置要綱を別紙のとおり定めることについて、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和3年10月29日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市子どもの読書活動推進会議の運営に関し、必要な事項を定め効果的に推進するため、瑞穂市子どもの読書活動推進会議専門部会設置要綱を制定するもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○森下委員 子どもの読書活動推進会議と専門部会との関係を教えてください。

○生涯学習課総括課長補佐 専門部会ではワーキングチームを設けて、各部署から意見を吸い上げることにより効率的に進めていきたいと考えています。その意見等を参考に子どもの読書活動推進会議で検討することを想定していますので最終決定は子どもの読書活動推進会議ということになります。

○大平委員 子どもの読書活動推進会議は年に何回開催していますか。

○生涯学習課総括課長補佐 子どもの読書活動推進会議は年に3回から4回です。

○大平委員 今年の夏に配付した図書カードについても、子どもの読書活動推進会議において検討されたということですか。

○生涯学習課総括課長補佐 子どもの読書活動推進会議においてもご意見を伺っています。

- 加藤委員** 専門部会の委員の任期が1年で、再任は妨げないということですが、様々な提案を具体的に協議して課題を解決するには任期が短く感じますが、さらに子どもの読書活動推進会議で検討するとなると任期に問題はないでしょうか。また、読書推進に関心のある職員とはどの程度の人を集めるのかということが、あいまいではないかなという気がします。
- 大平委員** 専門部会を設ける理由は何でしょうか。
- 生涯学習課主幹** 専門部会の委員は、保育士、保健師、幼稚園教諭の方を想定しています。実際に保育、教育の現場で未就学児、あるいはその保護者に接している方のご意見をいただきながら、この読書活動を推進していきたいという思いがあります。推進会議では、各団体の代表の方が審議をいただき、専門部会では実際に保育あるいは教育にあたっている方の現場の声等を聞きながら進めていきたいという思いがあります。
- 大平委員** より子どもの読書に関する実態を把握する人を充てて、より有意義な計画を作るための部会を設置するということですね。
- 森下委員** 加藤委員の話にありましたが、関心のある職員という文言ですが、条文を見ると、関心があるから専門部会に入れるものではなく関係部課長等の承諾を得て選任ということなので、部会員としてある程度の担保ができていると思うのでいいのではないかなという意見です。
- 教育長** 保育士の場合はその第1項の学校教育、幼児教育、保育、子育て、生涯学習あるいは図書館ということで選任できます。そのほかに関心のある職員という意味です。
- 大平委員** 先ほどの保育士の方等以外で想定しているということは希望者を募るといっていいのでしょうか。
- 加木屋委員** 専門部会の人数は何人ぐらいを上限として想定していますか。
- 生涯学習課総括課長補佐** 明記されていませんので、任期、人数につきまして再度検討させていただきたいと思います。
- 加藤委員** 子どもの読書に関わる様々な課題を解決するためにこの組織をつくる必要があるということで今回提案されていると思いますが、各部署の長が総合的な読書活動推進の構図を共通理解しないと、目指す方向がずれていては意味がないと思うので、具体的に示していただけると良いのではないのでしょうか。

○**教育長** 子どもの読書活動を進めるにあたっての根幹となるところなので明確にしながら進めていく必要があります。

議案第50号についてはもう1度検討して、再度提案するということとします。

日程第11 教育長の報告

○**教育長** 日程第11 教育長の報告です。

まずもって先週から始まっております市内の各学校の公表会、時間のない中参加いただきありがとうございます。時間の許す限り参加いただけるとありがたいと思います。

私からは2つお話をさせてもらいたいと思います。1つ目は保育所、幼稚園、学校は緊急事態宣言の解除後も、解除前と同様に対策を徹底したうえで、保育、学校教育等を行っており、行事等も工夫して実践している現状が見られます。

先日市内在住の学校の保護者からメールが来ました。内容は「コロナ禍にもかかわらず授業参観をやってくれてありがとうございました。学校がいろいろと工夫してくれたおかげで子供の様子もよくわかり、親として安心しました。」というものでした。このような感謝の言葉を受けると、学校は工夫し、努力してくれているということを保護者として受け止めてくれたのかなと思っております。

今後コロナ対策をきちっとした環境の中で、できることを工夫してやっていくということは、瑞穂市として学校も保育所も幼稚園も進めていきたいと思っています。同時に日常の感染防止対策も徹底して進めるよう啓発していきたいと思っています。

2つ目です。県の学校図書館協議会が行っている読書感想文コンクールがあります。子供たちが参加する読書感想文コンクールとしては、最も権威があるコンクールだと私は思っていますが、部門は小学校の低学年、中学年、高学年と、中学生の4つに分かれております。県内各郡市で選考された作品の中から最優秀が3点、優秀賞が3点、優良賞が3点、特別賞が3点、入選が6点、佳作が15点選ばれます。その中で瑞穂市の子供たちが書いた作品も何点か選出され、低学年の部と中学年の部においてそれぞれ最優秀に1人が選ばれました。最高の賞を2部門でとることができました。しかもその2点が全国大会に選ばれたということ聞きまして本当にうれしかったです。読書のまちということで進めてきた結果

が表れ始めたということを見ると、地道に確実に続けていくことで子供たちが本を好きになり、いろいろな力をつけてくれることを期待しながらこれからも進めていきたいと強く思ったところでございます。図書館はいらないだろうと言われることがあります、子供たちもこんなに頑張っているし、保護者の方の協力もあるということを示したいと思ったところでございます。引き続き本のページをめくって読むということをしていきたいと思っております。読書のまちを進めるなら電子書籍の導入で本を読む子供が増えるのではないかという期待もあります。今後さらに充実を図っていきたいということを思っておりますので、教育委員の皆様方も何か機会がありましたら、読書の重要性、素晴らしさを伝えていただけると、背中を押していただけることになりありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

日程第 1 2 その他

○**教育長** 日程第 1 2 その他です。事務局長から順番に進めたいと思います。

事務局長。

○**事務局長** 中山道大月多目的広場の芝張りにつきましては、当初は11月21日の日曜日、8時30分から、11時30分から、13時30分から、15時からの4回の実施を考えていました。小学生、保育園児、幼稚園などのお子様を対象に保護者の方と一緒にご協力をいただければと考えていましたが、コロナ禍で子供さんの感染率が高くなってきたということがあり、今回は中学生以上の方々を対象にボランティアを募集させていただきました。既に芝生が7,100㎡ほど張り終わっております。その東側の3,900㎡ほどをボランティアの方にご協力いただくということで考えております。コロナ禍で参加者も少なくなることが考えられますので11月7日と11月14日の午前中のみではありますが2日間を追加し募集をさせていただいております。募集の期限は今日までとなっております。11月7日に3,900㎡のうち1,000㎡をボランティアの方々にやっていただきます。同様に14日のボランティア方にも1,000㎡を張っていただこうと思っております。最終日の21日には午前午後合わせて157人の方に参加いただけることになりました。自治会からも128名の参加がいただけたということがありまして、21日は1,900㎡をボランティアの方にご協力い

ただく予定です。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 夏休み前から巢南中学校の屋内運動場トイレ改修工事を実施していましたが、先月末を持ちまして工事が完了し工事検査も終えましたので供用開始をさせていただいております。屋内運動場の入り口の西にブースを1つ付けさせていただいたような形で増設をしましたが、車いすをお使いの方の優先トイレという位置づけになっております。工事が完成しましたのでご報告をさせていただきました。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** 先ほど教育長が申しましたように新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言も解除され公表会を10月21日より実施しています。本日までに5校で公表会または研究発表会を行うことができいております。昨年度はコロナ禍で学校に人を招くということはほとんどしておりませんでした。今年度は少しずつではありますが開かれた学校というものが形になってきたことを本当にうれしく思います。今後は残り5校ありますのでお時間の許す限りご参観ください。よろしく願いいたします。

次に、修学旅行、宿泊研修についてですが、15日以降は泊を伴う研修等が実施できるようになり、10月20日から巢南中学校が修学旅行に参りました。去年は日帰りでしたが、今年は中学校は泊を伴う修学旅行を予定しています。徐々にほかの学校も実施する予定です。

西小学校では模擬避難所活動を初めて実施しました。西小学校区の自治会の方、自治会長である大平委員にもご協力いただき実施しました。体育館に防災テントを張ったり、簡易な食事を作ってみたりしました。2日目の朝は自治会の集会所から自治会長さんと一緒に避難行動を体験し、朝食には非常食の保管庫内にあるアルファ米をいただきました。実体験を通しながらの活動ができて子供たちも生き生きしていたと聞いております。とてもいい取り組みができたと思っています。ホームページに掲載してありますのでご覧ください。以上でございます。

○**教育長** 幼児教育課長。

○**幼児教育課長** 特にありません。

○**教育長** 生涯学習課。

○生涯学習課総括課長補佐 夏休みの期間に市内の小中学生以下を対象に、未就学児3,398人、小中学生5,360人に図書カードを郵送で配付しました。図書カードが届かないとの連絡をいただいた方がありましたので、確認させていただいたうえで改めて17人に送らせていただき、合計8,775枚を配付しました。今後は図書カードの配付についてのアンケートを実施する予定で、保護者の方にも答えていただきたいと思いますと考えています。内容としては、図書カードの金額、配付時期、図書カードで何冊購入したか、今後も図書カードの配付を希望されますかというような内容となっています。

小中学校の児童生徒につきましては、この夏休み期間中に読書の時間が増えましたかというようなアンケートの内容も付け加えさせていただいております。図書カードについては以上でございます。

続いて、それに関しましてビブリオバトルについて報告をさせていただきます。

○生涯学習課主幹 図書カードの配付を子どもの読書活動に生かすために小中学校の夏休みの課題に本の紹介カードという課題を出させていただきました。9月に学校が再開したときに本の紹介活動の実施を依頼し、その結果をまとめたものが次の資料です。本の紹介については、どの学校も取り組んでいただき、小学校の高学年、あるいは中学校では学年に応じてビブリオバトルといって、本の紹介をお互いにしたうえで、どの本を読みたくなったかを決める活動に取り組んでいただきました。先日穂積北中学校の公表会でも、国語の学習でこのビブリオバトルに取り組む実践を見せていただけました。またこの活動がどんどん広がっていて、子供たちが本に親しむきっかけになればと思っております。

資料には新聞に紹介された生津小学校のビブリオバトルの様子や、牛牧小学校の児童が新聞に投稿したものを載せました。

○生涯学習課総括課長補佐 続きます2点目になります。本年度も図書館本館で企画展を開催する予定です。今年度は、地場産業「柳行李」「竹箆」の衰退と瑞穂を支える企業の進出というテーマを掲げまして開催を予定しております。期間は11月3日水曜日から11月28日の日曜日までの図書館の休館日を除く日となります。2階の郷土資料コーナーにおいて開催しますのでぜひご観覧ください。期間中には、講演会の開催を予定しています。日程は11月6日の土曜日13時30分から図書館2階学習室におきまして、「瑞穂市の地勢と人々のくら

し」のテーマに、山県市文化財保護審議会の西村覚良先生をお招きし、講演会を開催しますのでこちらにもぜひお越しいただければと思います。

○**教育長** 以上で報告等を終わりますが、何かご質問ありますでしょうか。ありがとうございました。

○**教育長** それでは次回の日程を決めたいと思います。次回令和3年第11回瑞穂市教育委員会定例会を令和3年11月22日、月曜日、14時から開催しますのでお願いいたします。

閉会の宣言

○**教育長** 本日は、お忙しいところありがとうございました。これをもちまして、令和3年第10回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後3時45分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年10月29日

瑞穂市教育委員会 教育長 加藤 博明

委員 加木屋 加緒里

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。